

臨時福祉給付金・ 子育て世帯臨時特例給付金の ご案内

平成26年4月から消費税率が8%に引き上げられますが、所得の低い方々や子育て世帯への影響を緩和するために、暫定的・臨時的な措置として「臨時福祉給付金」または「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。

臨時福祉給付金

◎給付対象者

平成26年度分市町村民税（均等割）が課税されない方が対象です。

※ただし、次の方は対象外です。

①市町村民税（均等割）が課税されている方の扶養親族等 ②生活保護制度の被保護者等

- ◎給付額 ○給付対象者一人につき 10,000円
○加算対象者（下記に該当する者）一人につき 5,000円 を加算
・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族年金等の受給者など
・児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など

子育て世帯臨時特例給付金

◎給付対象者

平成26年1月分の児童手当・特例給付を受給し、平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満である方（公務員を含む）。

◎対象児童

給付対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象児童（1月1日に生まれ平成26年2月分児童手当・特例給付対象となっているまたは給付金の申請時・支給時に中学校を卒業している児童も含む）※ただし、次の児童は対象外です。

- ①「臨時福祉給付金」の対象となる児童 ②生活保護制度の被保護者にあたる児童
③平成26年1月1日以降に亡くなられた児童

◎給付額 対象児童1人につき 10,000円 ※臨時福祉給付金と重複して受給できません。

- ・申請先は、基準日（平成26年1月1日）において、住民登録がされている市町村となります。
- ・対象者の要件を満たしている方には、八雲町からいずれかの給付金を支給します。
- ・申請・支給手続きは、現在準備中です。平成26年度分の市町村民税が確定（6月中旬）してからの手続きとなるため、申請・支給手続は7月以降になることを想定しています。
- ・具体的な申請の受付時期や手続き方法等については、決まり次第順次「広報やくも」および「町ホームページ」等でお知らせします。

★給付をよそおった「振り込み詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください★

町や国の職員などがATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることや、現時点で世帯構成、銀行口座番号の照会をすることは、絶対にありません。

ご自宅や職場などにこのような不審な電話などがかかってきたら、住民生活課社会係や企画振興課協働推進係または警察署（警察相談ダイヤル#9110）にご連絡ください。

【上記給付金に関するお問い合わせ先】

住民生活課社会係・児童係 ☎0137-62-2111